

令状請求却下等事件の報告要領について（通達）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、各種令状請求の却下等の状況を把握し、適正捜査をより一層推進するため、令状請求却下等事件の報告要領について定めたもので、平成25年12月27日から実施しています。